

小諸市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 少子化、超高齢化及び急激な人口減少等の課題に総合的かつ継続的に対応し、自律的で持続可能な小諸市の創生を図るため、小諸市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンに関すること。
- (2) 地方版総合戦略に関すること。
- (3) その他地方創生に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小諸市庁議要綱（平成17年小諸市訓令第11号）第3条第2項第2号及び第3号に規定する政策会議を構成する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長又は本部長が指名する者が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 第2条に規定する所掌事務に関するデータ分析及び施策の具体的検討等を行うため、本部に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、部会長及び部会員は、本部長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年1月22日から施行する。